

平成24年度稲敷市農業委員会第5回総会

[5月25日]

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3項第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移動の許可について
日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程 10 議案第5号

出席委員

1番	宮本	昇君	17番	井戸賀	吉男君
2番	関口	邦子君	18番	山口	幸一君
3番	蛭原	一君	19番	宮本	善助君
4番	村山	文雄君	20番	保科	進君
5番	篠崎	惣壽君	21番	清原	寿君
6番	松本	文雄君	22番	加納	昭君
7番	吉岡	一仁君	23番	飯塚	恒雄君
8番	川島	昇君	24番	飯田	稔君
9番	小貫	和子君	26番	沖野	谷秀雄君
10番	千勝	忠君	27番	永長	秀敏君
11番	山崎	健一君	28番	澤邊	雅之君
12番	坂本	富男君	29番	遠藤	一行君
13番	秋本	精一君	30番	糸賀	一泰夫君
14番	篠崎	文夫君	31番	山下	恭一郎君
15番	坂本	一雄君	32番	高須	一君
16番	古澤	真和君			

欠席委員

14番	篠崎	文夫君	24番	飯田	稔君
25番	濱田	昭一君			

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島	伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君）

5月 3日（木）

諸般の報告

第10回あずまミルキークイーン田植祭

於 稲敷市生涯学習センター

出席者 加納 昭会長，秋本精一職務代理

- 5月 9日（水） 農業委員会県南連絡協議会総会
於 つくば市 ホテルグランド東雲
出席者 加納昭会長，森川事務局長
- 5月16日（水） 農業委員会会長・事務局長会議
於 大洗町 大洗シーサイドホテル
出席者 加納 昭会長，森川事務局長
- 5月22日（火） 農業委員会稲敷郡協議会通常総会
於 龍ヶ崎市役所
出席者 加納 昭会長，森川事務局長
- 5月24日（木） 稲敷市国民健康保険運営協議会
於 稲敷市役所桜川庁舎
出席者 加納 昭会長

午後3時12分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年5月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は29名です。欠席委員は14番篠崎文夫委員，24番飯田稔委員，25番濱田昭一委員の3名です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は7番吉岡一仁委員，8番川島 昇委員，両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第1号，農地法第3条の第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは1ページをお開き願います。報告第1号，農地法第3条の第1項13項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番，伊佐部字伊佐部，田6筆，4，498平方メートルでございますが，農林振興公社の行う保有合理化事業により所有権を行うものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3項第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第2号，農地法第3条の3項第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは2ページをお開き願います。報告第2号，農地法第3条の3項第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番，上之島字上ノ島ほか4地区，田13筆，畑3筆，計15筆，28，201.07平方メートルでございますが平成23年12月2日，被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番，伊佐津字下の原ほか3地区，田1筆，畑3筆，計4筆，2，793平方メートルでございますが，平成18年7月29日，被相続人の死亡により取得したものでございます。利の取得者は自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番，須賀津字関谷ほか1地区，田12筆，9，991平方メートルでございますが，平成24年2月26日，被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の

希望はないものであります。

受理番号4番、浮島字岡ノ内ほか6地区、田11筆、畑4筆、計15筆、22、402平方メートルでございますが、平成24年2月26日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号5番、時崎字荒迫ほか10地区、田5筆、畑14筆、計19筆、24、654平方メートルでございますが、平成24年1月4日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは5ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、四箇字酒井ほか2地区、田1筆、畑4筆、計5筆、4、979平方メートルでございますが、耕作者の要望により合意解約するものでございます。

受理番号2番、犬塚字荒野ほか2地区、田5筆、8、756平方メートルでございますが、所有者の要望による合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 6ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番から3番でございますが、同じ案件でございますので一括して報告いたします。

受理番号1番、東大沼字椎木平、畑1筆、10.24平方メートル、受理番号2番、東大沼字谷畑、畑1筆、9平方メートル、受理番号3番、下太田字下宿、田1筆、14.44平方メートルでございますが、いずれも株式会社エヌ・ティ・ティドコモ茨城支店が移動通信用基地局の設備設置のため賃貸権の設定を行うもので農地法施行規則第53条第14号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

すいません、さきに言うのを忘れてましたが、農地法の条文が違っておりました旧法令で載っております今申し上げました農地法施行規則第53条第14号が正しいもので、ご訂正をよろしくお願いたします。以上であります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）

7ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買による所有権移転3件、贈与による所有権移転1件、使用貸借権設定1件の計5件でございます。

受理番号1番、犬塚字荒野2地区、田5筆、8,756平方メートルについてでございますが渡し人は一般生活資金として金が必要なため農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受け人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

受理番号2番、蒲ヶ山字土戸平、畑1筆、778平方メートルについてでございますが渡し人は耕作不便なため農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受け人となる許可

要件を満たしているものと考えられます。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

受理番号3番 境島字川脇ほか1地区、田9筆、畑2筆、計11筆、12,491平方メートルについてでございますが、渡し人は同一世帯内の経営を主宰する者に生前贈与するのであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受け人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

8ページをお開き願います。

受理番号4番、結佐字逆川ほか2地区、田10筆、8,739平方メートルについてでございますが、渡し人は高齢化に伴う離農のため譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受け人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

受理番号5番、石納字東通ほか1地区、田1筆、畑2筆、計3筆、計278平方メートルについてでございますが、渡し人は経営移譲年金再設定のため使用貸借権の設定をするものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受け人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

以上で議案第1号、受理番号1番から5番までの説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番を山下委員より報告願います。

○31番（山下恭一君）こんにちは31番山下です。

受理番号1番について報告いたします。5月21日に事務局が、受け人宅にて調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は主に水稲、麦、ジャガイモ、大根、梅を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については、所有の農地については、休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数200日であります。農業経営面積要件については、経営面積326アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議願います。以上です。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番を村山委員より報告願います。

○4番（村山文夫君）4番村山です。

受理番号2番について調査報告します。

さる、5月19日私と山崎委員で現地及び本人に会いまして、申請内容に間違いのないことを確認しました。受け人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件ですが所有農地についても休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバインは委託で、田植え機は借入、乾燥機は委託です。常時従事要件については、農作業従事日数150日であります。農業経営面積要件については、経営面積67アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全部満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。みなさまの慎重審議をお願いいたし以上報告を終わります。

○議長(加納 昭君)では、次に受理番号3番について関口委員より報告願います。

○2番(関口邦子君)2番関口です。

受理番号3番について報告いたします。5月23日に受け人及び渡し人の調査をし、申請内容に間違いのないことを確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地はなく違反転用地もありませんでした。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植え機1台、乾燥機1台を所有しております。常時従事要件については農作業従事日数150日であります。農業経営面積要件については、経営面積308アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(加納 昭君)次に受理番号4番から5番について、私22番加納より報告いたします。

受理番号4番について報告いたします。

5月23日に受け人及び渡し人の関する調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については、所有の農地については休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台を所有しております。作業の常時従事要件については、農作業従事日数200日であります。農業経営面積要件については、経営面積631アールであります。地域調和要件については、周辺の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当として考えられます。

よろしくご審議お願いします。

受理番号5番について報告いたします。

5月23日に事務局が受け人宅で調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は農業生産法人の役員で農業の常時従事者であります。全部効率利用要件については、所有の農地については休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機4台を農業生産法人と共有しております。常時従事要件については、農業生産法人の農作業従事日数と合わせて300日で農作業に常時あります。農業経営面積要件については、香取市での耕作面積を含めて375アールであります。地域調和要件については、周辺の農地上の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当として考えられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

これで、調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○9番（小貫和子委員）9番小貫です。受理番号3番なのですが、経営面積が調査報告書の方が抜けているのですが、経営面積はいくらでしょうか

○議長（加納 昭君）関口委員もう一度お願いします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。経営面積は308アールです。

○議長（加納 昭君）よろしいでしょうか

それでは、事務局より説明いたします。

○農業委員会事務係長（井戸賀輝行君）

受理番号3番について、面積なのですが農業委員会の方で把握している経営面積は、321アールで、本人申請の方で308アールになっているのですが、そちらは畦畔とか除いた実質面積であろうかと思っておりますので、本人聞き取りの結果308アールと数字が出てきたのかと思います。ですから農地基本台帳の面積で321アールというのが、今回の議案書にのっている面積ですので、そちらの方が登記上の面積でいいかと思っております。

○議長（加納 昭君）よろしいですか では、そのほかにか質疑ありますか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付
について

○議長（加納 昭君） 続きまして議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。なお、議事参与制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号4番を除いて説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 9ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について3件でございます。受理番号1番公売物件、上根本字朝日向下、田1筆、596平方メートルについてでございますが、申請人は耕作している用地が公売物件となり今後も申請地での耕作を目的とし買受を希望しました。調査の結果は調査書のとおり添付すべき必要書類もあわせて確認しました。受理番号2番については申請人の都合により取り下げになりました。

10ページをお開き願います。

受理番号3番、公売物件、駒塚字東原ほか3地区、畑12筆、雑種地1筆、計13筆、計5,019平方メートルについてでございますが、申請人は農地の規模拡大を目的とし買受を希望しました。調査の結果は調査書のとおり添付すべき必要書類もあわせて確認しました。以上で議案第2号、受理番号1番から3番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について吉岡委員報告をお願いします。

○7番（吉岡一仁委員） 7番吉岡です。受理番号1番について報告いたします。

5月18日に調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。所有農地は休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日あります。農業経営面積については642アールであります。地域調和要件については、周辺の農地上の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりでございますので、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭委員） 次に受理番号3番について、坂本委員より報告をお願いします。

○15番（坂本一雄委員） 15番坂本です。受理番号3番について報告いたします。

5月19日に受け人の調査をし、申請内容に間違いのないことを確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有農地については休耕地も

なく違反転用地もありません。農機具の所有状況でありますがトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。作業の従事要件については、農作業従事日数は150日であります。農業経営面積要件については経営面積673アールであります。地域調和要件については、周辺の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭委員）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。

質疑ありませんか 質疑ありませんか

○9番（小貫和子委員）いいですか

○議長（加納 昭委員）はい、どうぞ

○9番（小貫和子委員）9番小貫です。また同じなのですが、受理番号1番で経営面積が議案の方は642、調査書は696 なんで違うのでしょうか

○議長（加納 昭委員）はい、どうぞ

○7番（吉岡一仁委員）経営の面積に対する要件は満たしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（加納 昭委員）はい、事務局

○農業委員会事係長（井戸賀輝行君）受理番号1番の面積の件なのですが、今回の確認、調査票における確認した面積が642アールということなのですが、そちらは、田んぼの面積ということで入っていたと思われまして、ご了承ください。畑の面積11アールが抜けていたと聞き取りの方ではと、思われます。

○議長（加納 昭委員）そのほか質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭委員）それでは質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について受理番号1番及び3番の採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号、受理番号4番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に川島 昇委員が該当しますので、8番川島 昇委員の退席を求めます。

〔川島 昇委員退室〕

○議長（加納 昭君）はい、いま退席しました。事務局より説明をお願いします。

○農業委員会事係長（井戸賀輝行君）受理番号4番、公売物件、太田字舟戸前、田

1筆、計933平方メートルについてでございますが、申請人は自宅周辺での農地の規模拡大を目的とし、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおり添付すべき必要書類もあわせて確認しました。以上で議案第2号の受理番号4番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でしたが調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号4番を古澤委員より報告願います。

○16番（古澤真和委員）16番古澤です。受理番号4番について報告いたします。さる5月22日に、受け人及び渡し人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受け人は主に水稻を作付けしている認定農業者であります。全部効率利用要件は、所有農地については、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、耕運機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、田植機1台を所有しております。作業の従事要件については、農作業従事日数は200日であります。農業経営面積要件については経営面積2,445アールであります。地域調和要件については、周辺の農業上の効率的かつ総合的に利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議願います。

○議長（加納 昭委員）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭委員）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について受理番号4番を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

審議が終了しましたので8番川島 昇委員の入室を許可いたします。

〔川島 昇委員入室〕

日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について、受理番号1番から8番までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）11ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、橋向字橋向、田1筆、283平方メートルについてでございますが、申請人は運送業を営む法人で従業員の駐車場として利用するものであります。現地はすでに工事が終了しており、今回は追認の申請であります。駐車場は採石敷きで7台の駐車スペースを設けております。敷地内での上下水は未使用、雨水は土地改良区の水路へ放流となっております。申請地は都市計画区域非線引き区域、農振農用地区域内であり、土地改良区内外であります。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。5月21日に調査委員及び事務局は、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、押砂字前通、田1筆、538平方メートルについてでございますが、申請人は金属加工業を行う法人の役員で、会社の資材置場及び従業員駐車場として利用するものであります。申請地は採石敷きとし、駐車台数は7台、資材置場にはパレット・材料・製品の仮置場として利用するものであります。敷地内での上下水は未使用、雨水は土地改良区の水路へ放流となっております。申請地は、都市計画区域非線引区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第2種農地、立地基準は第2種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされている、と考えられます。5月21日に調査委員及び事務局は、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、東大沼字椎木平、畑1筆、64.11平方メートル、受理番号4番、東大沼字椎木平、畑1筆、230.49平方メートルの2件についてでございますが、申請人は携帯電話基地局を建設する法人で、基地局工事に伴う工事用地として利用するため、一時転用するものであります。一時転用の期間は、許可日より平成24年11月30日まで、完了後は農地として利用するものであります。申請地は一部鉄板敷きとし、仮設トイレを設置するものであります。申請地は、都市計画区域非線引区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。敷地内の上下水は未使用、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。5月21日に調査委員及び事務局は、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番，東大沼字谷畑，畑1筆，95平方メートル，受理番号6番，東大沼字谷畑，畑1筆，127平方メートルの2件についてでございますが，申請人は携帯電話基地局を建設する法人で，基地局工事に伴う工事用地として利用するため，一時転用するものであります。一時転用の期間は，許可日より平成24年11月30日まで，完了後は農地として利用するものであります。申請地は一部鉄板敷きとし，仮設トイレを設置するものであります。申請地は，都市計画区域非線引区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。敷地内の上下水は未使用，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第2種農地，立地基準は第2種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされていると考えられます。5月21日に調査委員及び事務局は，申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり，農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番，下太田字下宿，田1筆，155.79平方メートル，受理番号8番，下太田字下宿，田1筆，323.57平方メートルの2件についてでございますが，申請人は携帯電話基地局を建設する法人で，基地局工事に伴う工事用地として利用するため，一時転用するものであります。一時転用の期間は，許可日より平成24年11月30日まで，完了後は農地として利用するものであります。申請地は一部鉄板敷きとし，仮設トイレを設置するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。敷地内の上下水は未使用，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第1種農地，立地基準は第1種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされていると考えられます。5月22日に調査委員及び事務局は，申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり，農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で議案第3号，受理番号1番から8番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭委員）ただいま事務局の説明でございましたが，調査委の調査報告をお願いします。まず受理番号1番から2番について，坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本富男委員）12番坂本です。よろしく願います。

受理番号1番について，さる5月21日沖野谷委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明のとおりで間違いはなく運送業の車両用駐車場と利用するもので，周辺農地に迷惑がかからないことから，問題はないと思われれます。また，添付書類等確認しましたが，問題ありませんでした。よろしくご審議おねがい申し上げます。

同じく受理番号2番について、さる5月21日、沖野谷委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、経営する会社の駐車場及び資材置場として利用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議おねがい申し上げます

○議長（加納 昭委員）次に受理番号3番から6番について飯塚委員より報告をお願いします。

○23番（飯塚恒雄委員）23番飯塚です。

受理番号3番から6番について報告いたします。去る21日私と沖野谷委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく、携帯電話基地局建設に伴う工事用地として一時転用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭委員）次に受理番号7番から8番について川島委員より報告をお願いします。

○8番（川島 昇委員）8番川島です。

受理番号7番、8番について、さる22日古澤委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、携帯電話基地局建設に伴う工事用地として一時転用するもので、周辺農地等に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（加納 昭委員）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか 質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭委員）それでは質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これより議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について、受理番号1番から8番までを採決いたします。

本案は申請の通り許可相当として県へ進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請の通り許可相当として県へ進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について、受理番号9番を議題といたします。事務局の説明

を願います。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 12ページをお開き願います。

受理番号9番，寺内字高橋，畑27筆，19，856平方メートルについてでございますが，申請人は砂利採取跡地を畑として復元する為の一時転用でございます。事業地は農地以外も含めて，総面積28，816平方メートル，埋立て土量は310，740立方メートル，作業時間は8時から17時，使用機械はブルドーザー1台・ユンボ1台です。農地への復元に関しましては，首都圏方面からの土砂で盛土した後，表土を耕作に適した土で50センチメートル覆土するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第2種農地，立地基準は第2種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされている，と考えられます。以上で議案第3号受理番号9番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いします。受理番号9番について8番川島委員より報告願います。

○8番（川島 昇委員）8番川島です。

受理番号9番について，さる22日に新利根地区の農業委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は，事務局の説明どおりで間違いはなく，申請書のとおり，地権者の要望により埋立てし耕作出来る農地に復元する目的であります。調査の結果，報告書のとおり農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり，農地転用許可基準をみたと考えてられますが，この事業は，面積や埋立土量も多い為，皆様のご意見をお聞かせ願えればと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。

○10番（千勝 忠委員）10番千勝です。建設残土で埋めるといのですが，あまりの量なので産業廃棄物など持ってこられたら後で困るので，よく注意してもらいたいと進達意見を添えたらよいのかなと思います。

○議長（加納 昭君）その他に・・・

○16番（古澤真和委員）16番古澤です。申請地の近辺は水田があり埋め立て事業地からの排水が水田等に流入するのではないかと思います。

○議長（加納 昭君）その他・・・

○26番（遠藤一行委員）26番遠藤です。周辺農地の耕作者，また地権者そして，また，地元の関係者への説明会の開催が必要ではないかと思われま。

○議長（加納 昭君）はい

○4番（村山文夫委員）4番村山です。調査報告書には，添付書類に所有者の同意とありますが，昨日何人かの所有者に聞いたところ，うちでは返事していないとそ

ういう話があったのです。事務局への書類提出はもう少し確認した方がいいのではないのでしょうか

○議長（加納 昭君）その他・・・

○7番（吉岡一仁委員）7番吉岡です。埋め立ての高さがあるため、法面の崩壊が心配されるので、その点を注意していただきたい。

○議長（加納 昭君）その他まだありますか

○18番（山口幸一委員）18番山口です。進入路が住宅地に隣接していますので、地区住民の同意は得られているのでしょうか

○議長（加納 昭委員）ここで暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭委員）それでは再開いたします。

先ほどの質問につきまして、事務局ほうから何点か回答があります。

事務局，井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）

それでは、まず進入路の付近の関係者の同意ということなのですが、進入路の申請地にいちばん近い住宅については、今現在同意をもらいに歩いている最中だということ。それより先、県道までの間300メートルから500メートルの内に住んでいる方につきましては、同意ではなく通知を送っているという話です。今の同意の件については、農地法ではなく埋め立ての方で必要な件です。埋め立ての事前協議の中で必要な件ですので、そちらで動いているという話です。あと、地権者の同意ということですが、申請書の中では、委任状と同意書すべてついていきますので、こちらを押した時点で我々は理解していると判断したのです。詳しく理解をしていない方が、もしおられるのであれば、事業を行うにあたって支障がでるかと思えますので、代理人をとおして地権者の方に、詳細な事業内容について説明しておくようにこちらから話しておきます。

○議長（加納 昭委員）その他、また、質疑等ありますか

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

いま、かなりいろいろ意見が出ております。これから採決をするのですが、採決をするときに、今意見が出た内容を集約しまして、意見を付けて許可相当で進達することにご異議ございませんかという諮り方をします。まずひとつ目、茨城県土砂等による土地の埋め立て工事を規制に関する条例、同規則を遵守すると共に、農地への復元にあたっては耕作に適したもので、従前の削土と同等以上の土を用いる。いろんな問題はあるのですけれども土の問題から埋め立て条例の中かなり対応をクリアできると思います。も一つは周辺住民および周辺農地の耕作者、所有者への理解を得るため地元説明会を開催すること、大きく2点の条件を付して採決を諮りたいのでよろしくお願ひします。

○2番（関口邦子委員）2番関口です。周辺農家とか周辺住民の許可が出なかった場合いとか、不満が出た場合はどのような対応をおとりになるのか、条件に合うか、合わないとかいうけど、条件に満たされない条件になると思うのでそういった場合の対処のしかたというか、そういうもの私たち農業委員が初めてですので、それに対して事務局は今後どうしたら良いか、私たちに説明いただかないと、私も納得できません。

○議長（加納 昭君）はい、事務局

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）

今回の件について、審議とは別の件で農地法と今回の埋め立てについて、説明させていただきます。今回の農地埋め立てということについては、農地法の中で、農地改良という田畑変換と同じ様な形で、農地を復元する事業で申請が上がってきています。最終的な目標が農地として利用することなので、農地法の転用許可ということで申請が上がっています。農地とか山林、宅地なども土を埋めることに対しては、茨城県の土砂の条例がありまして5,000平方メートル、超える場合は茨城県の許可が必要になります。農地法と茨城県の土砂等による条例、両方が許可なる見込みが出てはじめて許可になりますので、農地法だけ許可になるとか、土砂のほうで許可になるとかありません。今回その他に、先ほど意見がでました同意とか地域住民説明会、農地法の方では申請者の方は間違いなく現状で困っている状況で、それを農地に復元することで申請が上がっています。農地改良の一時転用ということですので、みなさんの意見を聞いて、いま審議をするところ、隣地とか周辺の同意に関しては農地法ではありませんので、茨城県の埋め立ての方で申請地から300メートルの範囲で同意が必要になってきます。そのほか申請地までの進入路に関してもしっかりと説明するように、県の方の埋め立ての事前協議の中に入っております。今回その隣地、申請地の近くにある水田、水路などの所有者の方にも説明してほしいという意見が、先ほど上がりましたので、それに関しては進達する際に許可権者が県になりますので、そういう方たちにもきちんと事業者にも説明するようにと意見をつけてみてはということになっています。

○議長（加納 昭君）他に はい

○20番（保科 進委員）20番保科です。私の考えとしましては、これを一度許すと、まだまだこういう状況がでてくるのかなと、建設残土なんか捨てる所はないのですから、それを農地の下へ潜らせるような方式は、これからどんどん出てくると思いますよ、これは市の方と協議するとか、もう一度考え直すべきではないかと思えます。こういう抜け道がたくさん出てくると思いますよ、これ土壌改良になりませんよ、これは山砂を持ってくるならわかりますけど、東京から出た建設残土を持ってきて埋める、また同じようなことがおきくと思えますよ、捨て場にとっては最高ですから、そこらを考えたらいいかと

○議長（加納 昭君）はい、事務局

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）建設残土ということで申請書の中なのですが、今回首都圏の工事で出てくる土で、こちらに持ってくる土の計画というのが、残土条例という県のほうの条例にそってある土ということで、基本的には建設発生土は現場で出た土で、埋戻しに使えるものをこちらに持ってくるということになっています。農地法の埋め立ての通知の中に、建設発生土の種類があるのですが、ある程度の硬さを持った第3種発生土以上のものであれば、成分とか判断したうえ問題なければ、もってこられるという内容になっています。今回申請の中には中間処理した改良土とか、産業廃棄物処理法で定められた汚泥等は含まれない、持ち込まない内容となっています。大きな捨て場に関係業者以外の業者が持ち込まないよう監視員を常時配置する計画と申請書の内容を説明させていただきました。

○議長（加納 昭君）はい どうぞ

○17番（井戸賀吉男委員）17番井戸賀です。県の残土条例が、言われておりますが、たしかにですね、保科さんが言われたように裏が、裏がありますのでそれを十分、立会人としては、どこでやるのですか、これを毎日、毎日チェックしていただかないと、農業委員会が許可したのだからということになってしまうと、とんでもないことになりますので、十分そこは、注意に注意を払ってやっていただきたいと思えます。

○議長（加納 昭君）はい どうぞ

○6番（松本文雄委員）6番松本です。自分勝手なのですが、私のところでも宅地に娘のために、こう申請したのです。農地を、高田土地改良区の中に申請してやった場合に、どこの山から何立方メートル持ってきて、どこから何立方メートル持ってくる。全部それ提出され、だして許可をもらったのです。だから残土とか産業廃棄物というのは埋められなかった。全部自分のところだから、また埋めようともしなかったが、全部、ドコドコの山から何立方メートル、何立方メートル出荷して、こっちの山から何立方メートル、それ全部計算して提出して許可もらって埋め立てしたのです。この場合それが、全然ないでしょう、出先は・・

○議長（加納 昭君）事務局

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）いまですね、現在申請書の中では300,000立方メートル分にはついてないのですが、30,000立方メートル分の工事の名前と、どこの工事、発生場所、発生土という形で届出、申請の中にあります。実際に大きな面積ですので、その都度工事名がわかったら、その都度、土と発生場所等をときちんと申請するようにはなっています。

○議長（加納 昭君）事務局の方から細部について説明がありました。農業委員会としましても案件を受付してから40日という制限がありますので、採決していきたいと思えます。もちろんただいま局長が言いました条件ですか、意見等々を添えて進達することになります。それで、その進達を見て県の方が許可するか、不許可にするかは、県の方で判断するということになりますので、ここで採決はしたいと

思います。いま局長が言いました意見を、この意見を添えて進達するという意見を、もう一度私が言います。採決書の意見ということで、1番 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同規則を順守するとともに、農地の復元にあたっては耕作に適したもので従前の削土と同等以上の土を用いること、2番目につきまして、周辺住民及び周辺農地の耕作者及び所有者等の理解を得るため地元関係者に対する説明会を開催する。ということでこの意見を添えて、進達することかどうか

はい

○5番（篠崎惣壽委員）5番篠崎です。実は、いま申請者はこの会社は、以前つぶれた会社なのです。もし、この会社が埋め始まってからつぶれたら、また、会社がつぶれましたでは作業が全然進まないわけです。ということはやり投げでやっているという感じを受けるわけです。そうゆう中身で、簡単に推進していいものかどうかそれは各委員の方で相談して・・・会社は裏があるところですからそうゆうのを把握しながら、そうゆう案件をですね・・・前にですね、私の方で許可出したやつを撤回したことがありますから、よく審議してからよろしく

○議長（加納 昭委員）この議案第3号、受理番号9番、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について、受理番号9番を採決いたします。

本案は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同規則を順守するとともに農地の復元にあたっては耕作に適したもので従前の削土と同等以上の土を用いること、周辺住民及び周辺農地の耕作者及び所有者等の理解を得るため地元関係者に対する説明会を開催するという意見を付して採決、許可相当として県へ進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手「なし」〕

○議長（加納 昭君）賛成者なしと認めます。

よって、本案は不許可相当で進達するということに決定いたします。

この件は、これで決定いたしました。

日程 7 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第4号現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会主査（高橋 渉君）15ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、市崎字芝山、畑2筆、719平方メートルについての登記地目変

更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和59年頃から宅地として利用されており、建築年、昭和56年の木造2階建住宅236.79平方メートル、1棟が建築されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

受理番号2番、椎塚字大久保、畑1筆、33平方メートルについて、相続した農地の登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。傾斜地だったことからスギが植林され、30年以上経過しています。圏央道の道路用地で買収された農地の残地の為少ない面積です。隣地は山林と道路用地となっております。撮影年月日、昭和59年11月26日の国土地理院の空中写真証明書の添付と、始末書が提出されています。

受理番号3番、境島字川脇、畑1筆、98平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和35年頃から宅地として利用されており、建築年、昭和35年の軽量鉄骨造の農業用倉庫33.05㎡が建築されております。建築年の記された固定資産評価証明書、及び始末書が提出されています。以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について飯塚委員より報告願います。

○23番（飯塚恒雄委員）23番飯塚です。

受理番号1番について報告いたします。さる21日私と沖野谷委員と坂本富男委員とそれと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅の敷地として利用されており、昭和59年12月29日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われま。また、添付書類を確認をいたしました問題ありませんでした。

よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について篠崎委員より報告願います。

○5番（篠崎惣壽委員）5番篠崎です。

受理番号2番、さる22日宮本善助委員と松本委員とそれと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりでありましたけれども、つまり狭いところに建物とかさうゆう山林の木材、材木が植えられていました。しかし、圏央道により分断され、狭小な農地となった為、耕作には不向きな状況です。昭和59年11月26日撮影の国土地理院発行の航空写真と添付書類と合わせて現地を確認しましたが申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われま。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）では受理番号3番について関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子委員）2番関口です。

受理番号3番について、さる5月23日保科委員と加納委員、それと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅敷地として利用されており、建築年、昭和35年と記載された固定資産証明書で確認をとりました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか はい

○13番（秋本精一委員）13番秋本です。受理番号2番に係る質問ですが畑から非農地証明願なのですが、いま畑作地帯では耕作放棄地が多くなって30年、40年も耕作していない土地が多くあります。これからこういう機会が多くなると思いますが、これに対してどのように対処したら、どのように対応がよいのか、お願いします。

○議長（加納 昭君）事務局から説明してください。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉主査）

耕作放棄地と非農地証明の関係なのですが、毎年農業委員が行っています一筆調査と関連してくることになります。耕作放棄地状態の農地について、国のほうから指導がありまして、非農地化しているところの色付けについて、耕作できないところ、たとえば農振農用地等とは別に狭小なところや、まわりが山林に囲まれているところ、狭い農地に関して農業委員のほうでも、もう、すでにここは農地に適さないという判断ができた場合、赤色農地として非農地証明で地目変更するというような指導もできるようになっています。今回の場合は、まわりが圏央道と山林に囲まれていて接する農地が現在ありません。33平方メートルの農地が単独であるような形になっています。こういった農地をこれからどのように指導していくか事務局だけではなく農業委員みなさんと協議して、どのように対応するか、また判断するか決めることが必要になると思います。

○議長（加納 昭君）いまの説明でよろしいですか

○13番（秋本精一委員）たぶんこれからこういう事案が増くと思うのですが

○議長（加納 昭君）よろしいですか

○13番（秋本精一委員）はい、わかりました

○議長（加納 昭君）よろしいですか ほかに質疑ありますか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長（加納 昭君） つづきまして議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。なお議事参与制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号35番を除いて説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。

16ページをお開きください。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)
本件は、農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が13件、25筆、面積が3万6,320平方メートル、再設定が22件、127筆、面積が18万2,577平方メートル、合計35件で、152筆、面積が21万8,897平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、結佐字流作、田、275平方メートル、新規設定で利用目的が、稲、期間が2年、小作料は現金2,000円、受理番号2番、結佐字流作ほか、田6筆、1万2,697平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が2年、小作料は玄米2俵、受理番号3番、結佐字流作ほか、田2筆、面積が4,465平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積410アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、110日の認定農業者です。

受理番号4番、境島字川脇、田、515平方メートル、受理番号5番、境島字川脇、田、545平方メートル、受理番号6番、境島字川脇、田、515平方メートル、受理番号7番、境島字川脇、田515平方メートル、いずれの4件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、現金10,000円、設定を受ける者は、経営面積334アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、200日の認定農業者です。

受理番号8番、古渡字内浦、田、2,181平方メートル、新規設定で利用目的が、稲、期間が5年、小作料は玄米1.5俵、受理番号9番、江戸崎字外浦ほか、田2筆、2,596平方メートル、新規設定で、利用目的は、稲、期間は6年、小作料は1.5俵、受理番号10番、江戸崎字須崎ほか、田4筆、4,580平方メートル、新規設定で利用目的は、稲、期間は10年、小作料は玄米1.5俵、受理

番号11番, 稲波字植竹区, 田, 991平方メートル, 新規設定で, 利用目的は, 稲, 期間は6年, 小作料は1.5俵, いずれの4件の設定を受ける者は, 経営面積174アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 200日の認定農業者です。

受理番号12番, 柴崎字寄居下ほか, 田3筆, 4, 459平方メートル, 新規設定で, 期間は10年, 小作料は玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積358アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 300日の認定農業者です。

18ページをお願いします。

受理番号13番, 柴崎字切上, 田5筆, 1, 804平方メートル, 受理番号14番, 柴崎字谷中ほか, 田6筆, 4, 743平方メートル, 受理番号15番, 柴崎字砂子, 田3筆, 2, 892平方メートル, 受理番号16番, 柴崎字砂子, 田, 1, 875平方メートル, いずれの4件は, 再設定で利用目的が稲, 期間が6年, 小作料は玄米3俵, 設定を受ける者は, 経営面積537アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 150日の認定農業者です。

受理番号17番, 曲淵字居下ほか, 田5筆, 7, 892平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が10年, 小作料は玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積629アールの, 水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 300日の, 認定農業者です。

受理番号18番, 橋向字橋向, 田8筆, 15, 992平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は現金4万円, 設定を受ける者は, 経営面積734アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 250日の認定農業者です。

受理番号19番, 下須田字與後, 田5筆, 5, 932平方メートル, 再設定で利用目的が, 稲, 期間が10年, 小作料は玄米3俵, 設定を受ける者は, 経営面積278アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 120日の農業者です。

受理番号20番, 佐原組新田字高丸, 田2筆, 4, 601平方メートル, 受理番号21番, 六角字式番割ほか, 田5筆, 7, 227平方メートル, いずれの2件は再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積688アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 200日の認定農業者です。

受理番号22番, 下須田字與後, 田, 5, 520平方メートル, 再設定で利用目的が, 稲, 期間が10年, 小作料は玄米3俵, 設定を受ける者は, 経営面積312アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数は, 200日の農業者です。

20ページをお願いします。

受理番号23番, 阿波崎字大割, 田, 745平方メートル, 受理番号24番, 阿波崎字田中前, 田3筆, 1, 159平方メートル, 番号が前後しますが, 受理番号26番, 阿波崎字阿波崎ほか, 田23筆, 畑1筆, 合計24筆, 27, 913平方

メートル、いずれの3件は、再設定で利用目的が、稲、期間が7年、小作料は玄米2.5俵、受理番号25番、下須田字與後、田3筆、9,000平方メートル、再設定で、利用目的が稲、期間が10年、小作料が玄米3俵、以上4件の設定を受ける者は、経営面積1,667アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、200日の認定農業者です。

受理番号27番、佐原組新田字伊佐部、田、2、208平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積242アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、60日の農業者です。22ページをお願いします。

受理番号28番、六角字壱番割ほか、田10筆、12,473平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積702アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、300日の認定農業者です。

受理番号29番、浮島字上大須ほか、田9筆、6,676平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積2,008アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、250日の認定農業者です。

受理番号30番、上根本字川向、田、1、340平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、受理番号31番、上根本字川向、田3筆、4,435平方メートル、設定を受ける者は、経営面積653アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、250日の認定農業者です。

受理番号32番、佐原組新田字高丸、田15筆、26,278平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積2,739アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、250日の認定農業者です。

24ページをお願いします。

受理番号33番、手賀組新田字秋塚ほか、田15筆、25,181平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間は6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積697アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、200日の認定農業者です。

受理番号34番、町田字新利根添ほか、田2筆、6,691平方メートル、再設定で利用目的は、稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積410アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、180日の認定農業者です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

受理番号1番から34番までの説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭委員）これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭委員）それでは質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。これより議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）受理番号1番より34番までの採決をいたします。本案は議案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして議案第5号、受理番号35番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に沖野谷秀雄委員が該当しますので、26番沖野谷秀雄委員の退席を求めます。

〔沖野谷秀雄委員退室〕

○議長（加納 昭君）それでは事務局より説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）

受理番号35番、橋向字細代、田2筆、1,986平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料が玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積632アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、200日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭委員）これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭委員）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、受理番号35番を採決いたします。本案は議案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。審議が終了しましたので26番沖野谷秀雄委員の入室を許可いたします。

〔沖野谷秀雄委員入室〕

○議長（加納 昭君）再開いたします。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いた

だきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句, 数字, その他の整理を要する件については, その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加納 昭君) それでは, 異議なしと認めます。

これをもちまして, 平成24年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後5時13分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

7 番委員 吉 岡 一 仁 ⑩

8 番委員 川 島 昇 ⑩